

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

令和2年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量、生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、水産加工業の生産量も全国上位に位置し、本県の主要産業となっている。特に沿岸域においては中核的な産業として重要な地位を占めている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、寒暖両流が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県海域においても、震災前後で安定的に推移している、あるいは増加している資源が多いものの、震災後減少している資源も見られている。

しかし、震災からの復興が進む中、本県水産業の復興状況は様々で、資源の利用形態も震災前と比べて変化している。そのような中、資源状況が悪化すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展に対して重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先海面の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効ある措置を講じるため、他の道県の入漁者を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、第一種特定海洋生物資源の構成、分布及び回遊並びにその資源を取り巻く環境についてのより詳細な科学的データ及び知見が必要であるので、当該データの蓄積及び知見の進展を図るため、岩手県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理が図られるよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量制度においては、他の道県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

(9) なお、くろまぐろに関する保存管理措置に関する本県の計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。ただし、くろまぐろの知事管理量は別に定めるものとする。

第一種特定海洋生物資源の種類	令和元年（平成31年）の知事管理量		令和2年の知事管理量	
	管理の対象となる期間	数量	管理の対象となる期間	数量
さんま	令和元年7月から令和2年6月まで	4,000トン	令和2年1月から同年12月まで	4,000トン
すけとうだら	平成31年4月から令和2年3月まで	若干	令和2年4月から令和3年3月まで	若干

まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干	令和2年1月から同年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	23,000トン	令和2年1月から同年12月まで	27,000トン
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干	令和2年7月から令和3年6月まで	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	若干	令和2年4月から令和3年3月まで	若干
ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月まで	—	令和2年7月から令和3年6月まで	—

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる採捕の種類については、「若干」とすることとした。さらに、当該漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。

さんま

第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	令和元年の数量	令和2年の数量
総トン数10トン未満の動力漁船によるさんま棒受網漁業	3,800トン	3,800トン
定置漁業及び小型定置漁業	若干	若干

まいわし

第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	令和元年の数量	令和2年の数量
総トン数5～20トン未満の動力漁船による火光利用敷網漁業及びすくい網漁業	若干	若干
定置漁業及び小型定置漁業	21,000トン	24,500トン

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) さんま 総トン数10トン未満の動力漁船によるさんま棒受網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、定置漁業及び小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう努めるものとする。

(2) すけとうだら 資源変動及び海況変動により漁獲量が大きく変わることが知られているが、はえ縄漁業等については、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

また、定置漁業及び小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう努めるものとする。

(3) まあじ 資源変動及び海況変動により漁獲量が大きく変わることが知られているが、定置漁業及び小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう努めるものとする。

(4) まいわし 資源変動及び海況変動により漁獲量が大きく変わることが知られているが、総トン数5～20トン未満の動力漁船による火光利用敷網漁業及びすくい網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

また、定置漁業及び小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう努めるものとする。

(5) まさば及びごまさば 資源変動及び海況変動により漁獲量が大きく変わることが知られているが、さば定置漁業及びさば小型定置漁業については、免許統数は現状どおりとし、その他の定置漁業及び小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう努めるものとする。

(6) するめいか 資源変動及び海況変動により漁獲量が大きく変わることが知られているが、定置漁業及び小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船によるするめいか釣り漁業については、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

(7) くろまぐろ 別に定める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。